

平成27年12月21日

スチールハウス協会

公募工法の利用開始並びにK C型スチールハウスの運用中止時期について

当協会は、平成26年9月30日付け文書「K C型スチールハウスの運用中止並びに工法の公募について」により、K C型スチールハウスの運用中止後にご利用頂ける改正薄板軽量形鋼造告示に適合した工法を公募しておりましたが、応募のありました「N Sスーパーフレーム工法」について、建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)に基づく国土交通大臣認定（以下1条3認定）を取得し皆様にご利用頂くための準備が整った旨の連絡がありましたのでお知らせします。

同工法のご利用に関しましては、応募者である「N Sハイパーツ株式会社」にお問合せ下さい。

【N Sスーパーフレーム工法お問合せ先】

N Sハイパーツ株式会社    〒509-0249 岐阜県可児市姫ヶ丘 1-35    TEL：0574-42-8802

これに伴い、平成28年3月31日をもってK C型スチールハウスの運用を中止することを併せてお知らせします。同日をもってK C型スチールハウスに関する1条3認定書・指定書(写)の発行を終了させていただきます。

なお、薄板軽量形鋼造の構造計算は、1条3認定取得時に大臣が指定した構造計算の計算書をご利用頂く以外にも、小規模で平成19年国土交通省告示第593号に示された条件に適合する場合は、改正薄板軽量形鋼造告示及び薄板軽量形鋼造建築物設計の手引き第2版の内容に則り耐震設計ルート1によることも可能であり、及び の場合、構造計算適合性判定を不要とすることができることを申し添えます。